



港湾隣接地域の報告)

第三条の六 略)

船舶の放置等を禁止する区域等の指定又はその廃止の公示)

第三条の七 略)

臨港地区内における行為の届出)

第五条 略)

2 略)

3| 法第三十八条の二第二項の規定による届出をしようとする者のうち技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする者は、前項第一号の書類に代えて、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 次に掲げる事項を示し又は記載した書類

イ 当該届出に係る行為に係る施設の諸元及び要求性能

ロ 当該届出に係る行為に係る施設への作用及びその設定の根拠

ハ イ及びロの照査方法

二 当該届出に係る行為に係る施設の施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類

三 当該届出に係る行為に係る施設を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類

4| 略)

開発保全航路内における技術基準対象施設の建設等の許可)

第十二条の二 法第四十三条の八第二項の国土交通大臣の許可を受けよう

とする者は、次に掲げる書類（技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする者以外の者にあつては、第四号に掲げる書類に限る。）を国土

港湾隣接地域の報告)

第三条の五 略)

船舶の放置等を禁止する区域等の指定又はその廃止の公示)

第三条の六 略)

臨港地区内における行為の届出)

第五条 略)

2 略)

新設)

3| 略)

新設)

交通大臣に提出するものとする。

一 次に掲げる事項を示し又は記載した書類

イ 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の諸元及び要求性能

ロ 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設への作用及びその設定の根拠

ハ イ及びロの照査方法

二 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類

三 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通大臣が必要と認める書類

2 前項の規定は、法第四十三条の八第四項の規定により準用する法第三十七条第三項の規定により国土交通大臣と協議しようとする者について準用する。この場合において、前項中「国土交通大臣の許可を受け」とあるのは「国土交通大臣と協議し」と読み替えるものとする。

港湾施設の譲渡等)

第十四条の三 法第四十六条第一項の規定による処分の認可を受けようとする港湾管理者は、次に掲げる事項を記載した港湾施設処分申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一五 略)

2 前項の港湾施設処分申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第一号に掲げる書類の一部にあつては当該港湾施設の種類により、第二号に掲げる書類にあつては当該港湾施設の処分後の用途により、必要がないときは、その添付を省略することができる。

一 当該港湾施設の位置図、平面図、縦断面図、横断面図及び構造図

新設)

港湾施設の譲渡等)

第十四条の三 法第四十六条第一項の規定による処分の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した港湾施設処分申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一五 略)

2 第一条第二項本文の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「認定を受けようとする施設」とあるのは「当該港湾施設」と読み替えるものとする。

二 処分後の当該港湾施設の維持管理計画等（港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第 号）第四条第一項の維持管理計画等をいう。）の内容を記載した書類

（公告水域における技術基準対象施設の建設等の許可）

第二十七条の四 法第五十六条第一項の都道府県知事の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類（技術基準対象施設の建設を行おうとする者以外の者にあつては、第四号に掲げる書類に限る。）を都道府県知事に提出するものとする。

一 次に掲げる事項を示し又は記載した書類

イ 建設を行おうとする技術基準対象施設の諸元及び要求性能

ロ 建設を行おうとする技術基準対象施設への作用及びその設定の根拠

ハ イ及びロの照査方法

二 建設を行おうとする技術基準対象施設の施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類

三 建設を行おうとする技術基準対象施設を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類

2 前項の規定は、法第五十六条第三項の規定により準用する法第三十七条第三項の規定により都道府県知事と協議しようとする者について準用する。この場合において、前項中「都道府県知事の許可を受け」とあるのは「都道府県知事と協議し」と読み替えるものとする。

（確認対象施設）

第二十八条の二 略）

一 略）

（新設）

（新設）

（確認対象施設）

第二十八条の二 略）

一 略）

二 次に掲げる係留施設

イ・ロ 略)

ハ レベルII地震動 港湾の施設の技術上の基準を定める省令第二条第五号のレベルII地震動をいう。以下同じ。) への耐震性を有する係留施設

三〇七 略)

確認の申請)

第二十八条の三 略)

2 略)

3 略) 前項の申請書には次に掲げる書類を添付するものとする。

一 略)

一 確認対象施設の諸元及び要求性能を示す書類並びに主要寸法を示す図面

三・四 略)

4 略)

5 略)

水城施設等の建設又は改良)

第二十九条 略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第六号に掲げる書類は、当該届出に係る行為に係る施設の種類、規模等により、その必要がないときは、その一部を省略することができる。

一 次に掲げる事項を示し又は記載した書類

イ 当該届出に係る水城施設等の諸元及び要求性能

ロ 当該届出に係る水城施設等への作用及びその設定の根拠

ハ イ及びロの照査方法

二 次に掲げる係留施設

イ・ロ 略)

ハ レベルII地震動 港湾の施設の技術上の基準を定める省令(平成十九年国土交通省令第十五号)第二条第五号のレベルII地震動をいう。以下同じ。) への耐震性を有する係留施設

三〇七 略)

確認の申請)

第二十八条の三 略)

2 略)

3 略) 前項の申請書には次に掲げる書類を添付するものとする。

一 略)

一 確認対象施設の諸元及び要求性能(技術基準対象施設に必要とされる性能をいう。以下同じ。)を示す書類並びに主要寸法を示す図面

三・四 略)

4 略)

5 略)

水城施設等の建設又は改良)

第二十九条 略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第四号に掲げる書類は、当該届出に係る行為に係る施設の種類、規模等により、その必要がないときは、その一部を省略することができる。

一 当該届出に係る水城施設等の工事設計書

~~二 当該届出に係る水域施設等の施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類~~

新設)

~~三 当該届出に係る水域施設等を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類~~

新設)

~~四(七 略)~~

~~二(五 略)~~

~~附 則~~

~~施行期日)~~

~~第一条 この省令は、平成二十年二月一日より施行する。~~

~~経過措置)~~

~~第二条 港湾の施設の技術上の基準を定める省令(平成十九年国土交通省~~

~~令第十五号)附則第二項に規定する技術基準対象施設(以下単に「技術基準対象施設」という。)の建設又は改良を行おうとする者については~~

~~第二条の規定による改正後の港湾法施行規則(以下「新規則」という~~

~~。第三条の五及び第十二条の二の規定は、適用しない。~~

~~2 技術基準対象施設の建設を行おうとする者については、新規則第二十~~

~~七条の四の規定は、適用しない。~~

~~3 新規則第五条及び第二十九条の規定にかかわらず、技術基準対象施設~~

~~の建設又は改良を行おうとする者がする法第三十八条の二第一項及び第五十六条の三第一項の規定による届出については、なお従前の例による~~

~~。~~